

# 北播磨総合医療センター企業団職員の任用に関する規程

〔平成25年4月1日〕  
〔企業管理規程第3号〕

改正 平成25年10月1日 企業管理規程第35号  
令和2年3月1日 企業管理規程第1号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の任用に関し法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 削除

#### (職の級)

第3条 職員の職の級は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年企業団条例第8号）第3条第2項により分類された職務の級による。

#### (用語の定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に職員でない者を職員の職に任命すること。
- (2) 昇任 職員をその職の属する級より上位の級の職に任命すること。
- (3) 降任 職員をその職の属する級より下位の級の職に任命すること。
- (4) 転任 職員をその職の属する級又は同等の他の給料表に定める級の職に任命すること。

## 第2章 採用

### (採用の方法)

第5条 職員の採用は、競争試験（以下「試験」という。）によるものとする。ただし、第10条に規定する選考による採用の場合は、この限りでない。

#### (試験の区分)

第6条 試験は、級又は企業長が適当と認める職の群に応じて行う。

#### (試験の方法)

第7条 試験は、前条の区分に応じ、能力の実証を目的とし、次の各号のいずれかの方法により行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 口頭試問及び身体検査並びに人物、性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法
- (3) 前2号の方法をあわせて用いる方法  
(試験の告知)

第8条 試験の実施は、北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）の掲示板への掲示、企業団が発行する広報への登載、その他適切な方法により告知する。

(告知の内容)

第9条 試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 当該試験の対象となる職の職務の概要
- (2) 受験資格
- (3) 試験の期日及び場所
- (4) 試験の科目及び時間
- (5) 受験手続
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(選考の範囲)

第10条 採用しようとする職員の数が2人以下の場合又は次の各号のいずれかに掲げる職員の職への採用の場合は、選考によることができる。

- (1) 医療職給料表の適用を受ける職員又は事務職給料表3級以上の職
- (2) 国又は他の地方公共団体の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と企業長が認める職
- (3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と企業長が認める職
- (4) 法令等の規定により、免許又は資格を必要とする職
- (5) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職
- (6) 国家公務員又は他の地方公共団体の職員として現に任用されている者をもって補充しようとする職
- (7) 試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると認められる職
- (8) 前各号のほか、企業長において試験によることが不適當であると認められる職

(選考の方法)

第11条 選考は、選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を選考の基準に基づいて判定するものとして、必要に応じ経歴評定、実地試験、筆記試験、その他の方法を用いることができる。

2 選考の基準は、職務の級、組織上の地位等に応じ法令等に基づく経歴、学歴、その他の資格を具備したものとする。

(受験の資格)

第12条 試験(選考を含む。)の受験の資格は、試験の対象となる職種に応じて企業長が定める。

(受験の申込)

第13条 試験(選考を含む。)を受けようとする者は、受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて申し込まなければならない。ただし、選考の場合においては、その一部を省略させることができる。

(1) 履歴書(自筆に限る。ただし、身体の故障等により自書できない場合その他特別な理由がある場合は、この限りでない。)

(2) 学校卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 最終学校の学業成績証明書

(4) 就こうとする職が、免許又は資格を要する場合においては、それを証する書類

(5) 受験者本人が確認できる写真

(試験の実施時期)

第14条 試験(選考を含む。)は、企業長が必要と認めた時期に行う。

### 第3章 昇任

(昇任の方法)

第15条 職員の昇任は、選考によるものとする。

2 前項に規定する選考は、筆記試験、勤務評定その他の方法により選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を判定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる職員の職への選考は、企業長の定める選考の基準に基づいて判定するものとし、必要に応じて経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いることができる。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員又は事務職給料表3級以上の職

(2) 法令の規定により免許又は資格を必要とする職

(3) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職

(4) 前各号に掲げるもののほか、企業長において選考基準によることが適当と認めた職

(昇任の資格)

第16条 選考を受ける資格は、企業長が別に定める。

(選考の実施時期)

第17条 選考は、年1回とし毎年2月に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その時期を繰り上げ又は繰り下げて行うことができる。

#### 第4章 職員任用試験委員会

(設置)

第18条 採用又は昇任の公正な実施を確保するため、北播磨総合医療センター企業団職員任用試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第19条 委員会は、企業長が任命又は委嘱する委員6人以内及び特別委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員会に、委員のうちから企業長が指名する委員長及び副委員長1人を置く。
- 3 委員長は、委員会を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 特別委員は、委員長が必要と認めた場合に限り、委員会に参加することができる。
- 6 委員長は、必要に応じて委員及び特別委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第20条 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 試験又は選考の内容及び方法を定めること。
- (2) 試験問題及び採点基準を定めること。
- (3) 試験又は選考を実施すること。
- (4) 試験又は選考の結果を協議、検討し、速やかにその答申書を企業長に提出すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、試験又は選考に関し必要なこと。

#### 第5章 降任及び転任

(降任)

第21条 職員の降任は、法第28条第1項各号の規定に該当する場合に行う。

(転任)

第22条 職員の転任は、職制の改廃及び公務上必要と認められる場合に行う。

#### 第6章 条件付任用

(条件付採用期間)

第23条 職員の採用は、企業長が法第22条及び第22条の2第7項に基づく条件付採用の全期間終了前に特別の措置をしない限り、期間満了の翌日において正式任用になったものとする。

(条件付採用期間の延長)

第24条 職員が前条の条件付採用の期間の6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

## 第7章 委任

(委任)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日に採用する職員は、この規程に基づいて採用したものとみなす。

附 則 (平成25年10月1日企業団規程第35号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月1日企業団規程第1号抄)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日からから施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。